

事業用資金に“マル経融資”をお役立て下さい!!

マル経融資制度(小規模事業者経営改善貸付)とは、国の融資制度で、竹原商工会議所が窓口となり、日本政策金融公庫から融資される制度です。お申込手続きは簡単で、多くの事業者の方々がご利用されております。仕入資金、給料他諸経費の支払、営業用車両の購入、設備の新增設など、ぜひご利用ください。

こんなお困りごと
ありませんか？

運転資金が
不安…。

設備を
買換えたい！

保証人がいない
担保がない



そんな小規模事業者の皆さま方を金融・経営両面から支援します。
少額でもご利用可能です。

<融資限度額> 2,000万円以内

※1,500万円を超える融資を希望される場合は、事業計画書の提出など、一定の条件があります。

<運転資金>返済期間10年以内

(据置期間2年以内)

<設備資金>返済期間10年以内

(据置期間2年以内)

<利率>

固定金利
2.30%
(令和8年1月1日現在)



各種金融制度
(最新利率等)

ご利用を希望される方は、まず決算書を直近2期分ご持参ください。

当商工会議所の経営指導員が、利用方法についてご説明いたします。



(相談から融資決定までの流れ) ※審査会から融資決定まで約2週間程度かかります。

相
談

会議所
受付

審査会

公
庫

借入
手続

- ・現在、マル経融資をご利用中の方でも、新たな資金繰り（借り換え）が可能です。
- ・ご融資に当たっては、決算書の内容・借入総額等により一部制約がございますので、詳細は面談の上、ご相談に応じます。なお、審査の結果、お申し込みのご希望に沿えない場合もございます。

融資の対象

従業員数：商業・サービス業 5人以下（※宿泊業・娯楽業を除く）

製造業・建設業ほか 20人以下（※宿泊業・娯楽業含む）
(役員・家族従業員・パート除く)

納税：所得税・法人税・事業税・市県民税等について、納期の到来している税金を完納している。

業種：商工業者であり、日本政策金融公庫国民生活事業の対象業種の方。

営業年数：最低1年以上、同一商工会議所の地域内で営業している方。

経営指導：原則として、商工会議所の経営指導を6か月以上受けている方。



提出書類（主なもの、これ以外にも書類が必要となる場合があります。）

個人事業主の方

直近2年間の青色申告決算書（白色の場合は収支内訳書）、確定申告書（写）

所得税・事業税・住民税・消費税の領収書（写）または納税証明書
(直近1事業年度分)

最近の売上高（6か月分を1月ずつ書き出してきて下さい。）

金融機関からの借入金返済明細書

見積書（設備資金の場合）

不動産の全部事項証明書（登記簿謄本又は要約書）

もしくは固定資産税課税明細書



法人の方

直近2期分の決算書、確定申告書（写）（別表、勘定科目内訳書などすべてご用意ください。）

法人税・事業税・市県民税・消費税の領収書（写）または納税証明書（直近1事業年度分）

試算表（決算後6か月経過の場合）

金融機関等からの借入金返済明細書

見積書（設備資金の場合）

不動産の全部事項証明書（登記簿謄本又は要約書）（※初回利用時のみ）

商業登記事項証明書（登記簿謄本）（※初回利用時のみ、3か月以内発行のもの）

※借入金は事業用の借入のほか、住宅関連の借入金、教育ローンの明細も含みます。

※不動産は法人名義、個人名義の両方、及び同居の家族名義分の書類も必要です。

※土地、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）等をお願いすることがあります。

貸上げ貸付利率特例制度

創業後3ヶ月以上の事業者であって、1.雇用者給与等支給額が最近の決済期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方(事後確認有)2.最近の決済期において既に2.5%以上増加している方については、貸付日から2年間、基準利率から0.5%を控除した利率(0.3%が下限)が適用となる制度があります。

お申し込み、お問い合わせ 竹原商工会議所 中小企業振興課

〒725-0026 広島県竹原市中央三丁目7番1号

TEL 0846-22-2424 FAX 0846-22-2038 E-mail : info@takecci.net